

開 示 実 施 手 数 料 算 定 基 準

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	ク スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
3 録音テープ又は録音ディスク	イ 印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 録音カセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき430円
	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
5 電磁的記録(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき580円
	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	カ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項ウ若しくはエ又は5の項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		
キ 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付		
1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額		